第５期嬉野市農業委員会
第３２回定例総会議事録

令和３年３月２日

嬉野市農業委員会

第５期嬉野市農業委員会　第３２回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第１号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿横鹿倉　外２筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	2	五町田流海　賃借権	R3.3.2	承　認
	3	久間八幡篭　外２筆　使用貸借権	R3.3.2	承　認
	4	馬場下五本松　外２筆　使用貸借権	R3.3.2	承　認
	5	真崎二本松　外２筆　使用貸借権	R3.3.2	承　認
	6	真崎二本松　外２筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	7	真崎一本松　外３４筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	8	真崎一本松　外３４筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	9	馬場下関東二　外２５筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	１０	馬場下関東二　外２５筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	１１	馬場下関東一　外１筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	１２	馬場下関東二　外１筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	１３	馬場下関東二　外１筆　賃借権	R3.3.2	承　認
	１４	馬場下関東二　賃借権	R3.3.2	承　認
	１５	馬場下関東二　賃借権	R3.3.2	承　認
	１６	馬場下関東二　賃借権	R3.3.2	承　認
	１７	馬場下関東二　使用貸借権	R3.3.2	承　認
	１８	真崎三本松　使用貸借権	R3.3.2	承　認
	１９	真崎三本松　使用貸借権	R3.3.2	承　認
	２０	下野二本松　使用貸借権	R3.3.2	承　認
議案第２号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1～9	五町田谷　外１６筆　賃借権・使用貸借権	R3.3.2	承　認

	嬉1～28	吉田坊主原　外４２筆　使用貸借権・賃借権	R3.3.2	承　認
		利用権設定（中間管理機構・ハウス団地関係）		
	市1～21	馬場下関東二　外３６筆　賃借権（中間保有）	R3.3.2	承　認
		利用権設定（中間管理機構）		
	市１	真崎二本松　賃借権	R3.3.2	承　認
		所有権の移転		
	1	馬場下三本松　外９筆　あっせん	R3.3.2	承　認
議案第３号		農地法第３条の規定による申請の許可について		
	1	大草野臥木　外１筆　贈与	R3.3.2	許　可
	2	久間二本松　外５筆　贈与	R3.3.2	許　可
	3	下野一本杉　外１筆　売買	R3.3.2	許　可
議案第４号		農地法第４条の規定による申請の承認について		
	1	吉田斧研　駐車場	R3.3.2	承　認
議案第５号		農地法第５条の規定による申請の承認について		
	1	久間後山　建売分譲住宅	R3.3.2	承　認
	2	久間後山　建売分譲住宅	R3.3.2	承　認
	3	久間後山　一般住宅	R3.3.2	承　認
	4	久間城山　一般住宅	R3.3.2	承　認
	5	真崎三本松　外１筆　一般住宅	R3.3.2	承　認
	6	五町田辺田　外４筆　駐車場	R3.3.2	承　認
	7	大草野平石　耕耘機置場	R3.3.2	承　認
	8	下宿三本松　一般住宅及び駐車場	R3.3.2	承　認
	9	下野二本杉　一般住宅	R3.3.2	承　認
	１０	吉田斧研　外１筆　駐車場	R3.3.2	承　認
議案第６号		非農地証明願について		
	1	馬場下下野辺田　駐車場	R3.3.2	許　可

	2	下野柳ノ瀬　宅地	R3.3.2	許　可

第５期嬉野市農業委員会第３２回定例総会議事録

１　招集年月日　　令和　３年　３月　２日

２　招集場所　　嬉野市中央公民館（塩田庁舎前）　視聴覚室

３　開会日時　　開会　３月２日　午後１時３５分　議長　川内　利光
　　及び宣告　　閉会　３月２日　午後３時０３分　議長　川内　利光

４　会議の公開の　　非公開
　　可否・理由　　非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第４条第１項の規定による

５　出席及び欠席委員並びに職員

（農業委員）

議席番号	氏　名	出欠	備　考	議席番号	氏　名	出欠	備　考
会長	川内　利光	出	議　長	7	原田　謙次	出	議事録署名
1	池田　博幸	欠		8	峰　正己	欠	憲章朗読
2	馬場みどり	出	事前審査班長	9	中島文二郎	出	議事録署名
3	森　和義	出		１０	杉﨑　順憲	欠	
4	西田　昭義	出		１１	山口　安則	出	
5	植松　和幸	出		１２	生田　健児	出	
6	山口智佐代	欠					

（職員等）

事務局長	馬場　敏和	主　事	永田　良子
農業政策課主任	納富　作男	農業政策課主査	前田　大作

６　議事日程

議案第１号　農用地利用集積計画の解約について
議案第２号　農用地利用集積計画の決定について
議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について
議案第４号　農地法第４条の規定による申請の承認について
議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について
議案第６号　非農地証明願について

７　会議の概要　　―　午後１時４０分　開会　―

局　　長　　それでは、定刻になりました。
山口智佐代委員、杉崎委員、山口安則委員が欠席と連絡を頂いております。定足数に達しておりますので川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会　　長　　（挨拶等）

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号８番　峰　正己委員にお願いします。
全員、御起立ください。
（当番委員の発声）・・・全員で唱和
御着席ください。

議　　長　　それでは、ただ今から、第５期嬉野市農業委員会第３２回定例総会を開会いたします。本日の議題は、議案６件で、審議事項は９６件です。
本日の議事録署名委員は、議席番号７番 原田謙次　委員　と
９番　中島文二郎 委員　を指名します。よろしくお願いします。

＜＜＜

合計面積は、４，６９７㎡、利用権区分は賃借権で、目的は茶です。
期間は令和２年６月５日から令和５年６月４日までで、
解約理由は、借受人を変えて再契約するため　ということです。
農地法第１８条第６項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。整理番号１番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号３番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。整理番号３番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

期間は平成２７年１１月１日から令和７年１０月３１日までです。
続きまして、議案書２ページ、整理番号６番です。
貸付人は　有限会社　○○○○　様、
借受人は　佐賀県農業公社　理事長　○○○○　様です。
所在地、面積、期間等は、整理番号５番と同じです。
解約理由は、農事組合法人　○○○○　を脱退するため　ということです。
農地法第１８条第６項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

議　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　員　これは、○○○○の農事組合の解散とかじゃないんですよね、一部が脱退するということですかね。

事務局　○○○○が脱退するということです。

議　長　他にありませんか。

委　員　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号５番と６番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　長　異議無しと認めます。整理番号５番と６番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号７番と８番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。整理番号７番と８番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

事 務 局　中間保有となり、公社を通してですので、解約、解約で２段階になります。一端、〇〇〇〇と公社が解約して、所有者に戻すような形になります。

委　　員　先ず最初は、公社が（個人）借りる、公社と〇〇〇〇と貸し借りをする。だから、２回解約することになる。

議　　長　他にありませんか。

委　　員　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号９番と１０番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。整理番号９番と１０番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

議　　長　　異議無しと認めます。整理番号１１番と１３番については、原案のとおり承認することに決定しました。

森 委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

（〇〇委員入室・着席）

・・・

面積は、７８６㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米・麦・大豆です。
期間は令和元年１０月１日から令和６年７月３１日までです。
続きまして、整理番号１９番です。
貸付人は　五町田第３の　○○○○　様、
借受人は　佐賀県農業公社　理事長　○○○○　様です。
所在地、面積、期間等は、整理番号１８番と同じです。
解約理由は、農地法第５条により転用申請をするため　ということです。
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号１８番と１９番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。整理番号１８番と１９番について、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

と思います。異議ありませんか。

委　　員　　［「異議なし」と呼ぶ者あり］

議　　長　　異議無しと認めます。利用権設定について　塩田町の分　整理番号１番から９番までについて　農業政策課の説明を求めます。

農業政策課　　別添の表１ページから２ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分　整理番号１番から９番までについて　です。

貸し手人は　辺田の　○○○○　様、外８名様、

借り手人は　谷の　○○○○　様、外４名様です。

所在地は、大字五町田　谷　○○○番　外１６筆、

地目はすべて田で、　面積の合計が２８，６１７㎡です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は３年から１０年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議　　長　　それでは、塩田町の分整理番号１番から９番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。塩田町の分　整理番号１番から９番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第２号　農用地利用集積計画の決定について　利用権設定について塩田町の分　整理番号１番から９番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議　　長　それでは、嬉野町の分　整理番号１番から２８番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号１番から１５番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。

議案第２号　農用地利用集積計画の決定について　利用権設定について、嬉野町の分　整理番号１番から２８番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・・

んが支払いとなります。

議　　長　他にありませんか。

委　　員　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　無いようですので、採決に入ります。利用権設定について、整理番号１番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。

議案第２号　農用地利用集積計画の決定について　農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分　整理番号１番から２１番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

農業政策課　先程の賃借料の支払いについて、訂正をお願いします。市の予算でと回答した件ですが、確認したところ、中間管理機構、国の方が支払いをするということですので訂正をお願いします。

・・・

事 務 局　　別添の表１１ページをご覧ください。
所有権の移転について、整理番号１番です。
売り手人は、公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○　様
買い手人は、町分の　○○○○　様
所在地は、大字馬場下　三本松　○○○番○　外９筆
地目はすべて田、面積の合計は１，９６１㎡です。
所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は、米・大豆です。
対価としましては、反当たり２３５，０００円、全体で４５８，０００円です。
以上です。

議　　長　　それでは所有権の移転について、整理番号１番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号１番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。
議案第２号　農用地利用集積計画の決定　所有権の移転について、
整理番号１番は、原案のとおり承認することに決定しました。

＜＜

議　　長　　次に、議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書８ページ、整理番号１番、贈与による所有権の移転です。
譲渡人は　南上（みなみかみ）の　○○○○　様、
譲受人は　今寺の　社会福祉法人　○○○○　理事長　○○○○　様、
所在地は、大字大草野　臥木（ふしぎ）　○○○番○、外１筆　地目はすべて田、
面積の合計は５２４㎡
譲渡理由は自作地無償、譲受理由は社会福祉事業の運営に必要な施設用に供するため　ということです。
図面は９ページから１０ページをご覧ください。以上です。

議　　長　　それでは、整理番号１番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　整理番号１番については、原案のとおり許可することに決定しました。

・・・

議　　長　　次に、議案第４号　農地法第４条の規定による申請の承認について　を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書１５ページ、整理番号１番です。

申請人は　両岩の　○○○○　様、

所在地は、大字吉田　斧研（おのとぎ）　○○○番○　地目は畑、

面積は、１６４㎡です。

農地区分は第２種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、隣接地の○○○と○○○に住宅を建て居住しております。駐車場が必要なため、申請地を転用したい　ということです。

平成１８年に車庫を建設されているため、始末書付きの案件です。

東は宅地、西は畑（原野）、南・北は水路です。

図面は１６ページと１７ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　平川委員が地元ですので、お願いします。

地元委員　　駐車場となっておりますが、元々は田んぼで、周囲の山林を開墾した時に埋立をし、もう５０年以上になっています。周囲も遊休農地ばかりで、影響ないかと思います。よろしくお願いします。

議　　長　　それでは、馬場班長、審査結果の報告をお願いします。

班　　長　　２６日に事前審査を行いましたが、その日に限って、朝から雨がふって寒い日に長い時間、ご苦労様でした。ここは、始末書つきですが、お母さんが、申し訳なくしていました。別に問題ありませんでした。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第４号　農地法第４条の規定による申請の承認について　整理番号１番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

＜＜＜

面積は２４８㎡です。
農地区分は第２種農地、用途目的は建売分譲住宅です。
事由は、申請地は現在休耕地で、住宅建築により近隣に影響を与える農地も少ないことから、建売分譲住宅（２区画）として転用したい　ということです。
東西は宅地、南も宅地、北は道路　です。
平成１２年頃から農地の耕作に際して車両を駐車する場所がなかったこともあり、無届で農地の約半分を駐車場として利用されているため始末書が添付されております。
売買価格は、反当たり３，８７９，０３２円、全体で９６２，０００円です。
図面は２１ページと２２ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　中島委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　申請地は中久間地区で、手前が駐車場で、この分が始末書が付いてる分で、宅地の分を含めて、先の住宅を壊して、２軒住宅が建つようです。住宅地の中にありますので問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班　　長　中島委員が説明されたとおりで問題ないと思います。昔は、炭鉱の長屋が並んでいた印象がありました。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号１番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

地域担当　申請地は、２４ページの図面を見て頂ければわかりますが、平成２年の９月に許可があっていますが、ここは、圃場整備の余り地で、荒廃地になっていてる所を住宅地として活用するとのことで、前は木が生い茂り真っ暗でありましたが、木を切ったところ、すばらしい団地になると思います。光武地区も住宅ができ地域の活性化になると思います。よろしく審議をお願いします。

議　長　馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班　長　ここも最近住宅が増えてきて、地域の活性化のためよろしいと思います。よろしくお願いします。

議　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号２番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　長　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号２番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号３番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

事由は、現在居住しているアパートが手狭となり住宅新築を検討していました。実家が農家であり農業用資材を置く場所も必要で、住み慣れている真崎地区で一般住宅用地として転用したい　ということです。

東西は田、南は水路、北は道路　です。

売買価格は、反当たり３，０５２，３９２円、

全体で２，６８０，０００円です。

図面は２９ページと３０ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　馬場委員、地域担当委員としての説明、班長としての報告をお願いします。

地域担当　水路がありまして、地区がまたがっているため、地元の宮﨑委員さんに説明をお願いします。

地元委員　第３の〇〇さんの土地を５条で申請されています、水路がありますが、福富地区と大牟田地区の境であり、前日の２４日に区長に合い、承諾を頂いたということで確認しました。よろしくお願いします。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号５番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号５番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

地元委員　ここは谷公民館の下にありまして、看板が真ん中にありますが、その先までが〇〇さんの所有地でございまして、先のフェンスまでを売買ということです。そこを駐車場としたいとのことです。家の方も車が５台あり駐車するのに困っておられます。現在、畑も荒れた状態で、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議　長　馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班　長　このままにしていたら、荒れてしまいますので、駐車場として利用してもらった方がいいと思います。

議　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号６番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　長　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号６番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号７番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

所在地は、大字下野　二本杉　〇〇〇番、地目は雑種地、現況・畑
面積は３３２㎡です。
農地区分は第２種農地、用途目的は、一般住宅です。
事由は、現在の借地住まいが手狭となったため、住宅を建築したく土地を探していました。申請地は環境も良く条件に適しているので、一般住宅用地として、転用したい　ということです。
東は畑、西は道路、南は雑種地、北は道路・田　です。
売買価格は、反当たり２３，１３８，５５４円、
全体で７，６８２，０００円です。
図面は３７ページと３８ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　地元の一ノ瀬推進委員がいらっしゃいますので、説明をお願いします。

地元委員　井手川内で環境もよく、農地より宅地として活用してもらっていいと思います。

議　　長　馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班　　長　別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　ここは雑種地やろ、やっぱり（総会）かけんばいかんと。

事 務 局　現況が畑となっているので。

委　　員　逆にたとえば畑（地目）だったとして山になっていた。

事 務 局　現況課税は畑となっていました。農地法上、農業委員会を通して、県に申請を出さないと地目を替えられないということです。

委　　員　そういうことで出しているのですね、わかりました。

事 務 局　見直せば将来、雑種地になるかと思いますが。そのままにして、宅地として出来なかったため申請が出されています。

委　　員　今回はあくまでも現況が畑だったということでの申請ということですね。

事 務 局　そうです。急がれている方は、見直しまで待てず、農業委員会を通してまで申請をしている。借入等が出来ないとかあると思います。実のなる木が植えられていれば農地と見なされるようです。

議　　長　他にありませんか。

委　　員　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号９番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。

議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号９番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

事 務 局　　整理番号１０番です。
　譲渡人は　両岩の　〇〇〇〇　様、　外１名様
　譲受人は　同じく両岩の　宗教法人　〇〇〇〇　代表役員　〇〇〇〇様です。
　所在地は、大字吉田　斧研（おのとぎ）　〇〇〇番、外１筆、地目はすべて畑、
　面積は合計で８８３㎡です。
　農地区分は第２種農地、用途目的は、駐車場です。
　事由は、現在休耕地であり、年間行事の客僧及び参詣者（利用者）の駐車場用地として、転用したい　ということです。
　東は道路、西は宅地・雑種地、南は道路・雑種地、北は宅地　です。
甲 4354 番 1 につきましては、平成３１年頃に駐車場としてすでに転用されているため始末書が添付されております。
　売買価格は、反当たり１，１３２，５０３円、
　全体で１，０００，０００円です。
　図面は３９ページと４０ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　地元の平川委員がいらっしゃってますので、説明をお願いします。

地元委員　　始末書付きということですが、隣が太陽光が設置されてますし、道挟んで〇〇〇〇の駐車場となっております。管理はされていますが、駐車場と利用されてもいいと思います。始末書付きの方も周りが遊休農地でありますし、隣接する防火水槽に草が入り込み、消防団としても困っていたため助かり、問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　　馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班　　長　　道寄りは、地主さんがわからないのですかね。そこはそのまま残して、何か植えるかするそうです。

地元委員　　補足でよろしいですか。親戚になるようですが亡くなっておられ、いとこがいらっしゃるとのことですが、音信不通で連絡先が分からないということでどうすることも出来ない、管理は〇〇さんが行うとのことです。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号１０番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

　議案第５号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号１０番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

＜＜＜

議　　長　　次に、議案第６号　非農地証明願について　を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書４１ページ、整理番号１番です。
申請人は　堤ノ上の　〇〇〇〇　様

所在地は、大字馬場下　野辺田（のべた）　〇〇〇番〇　地目は田

面積は８．４３㎡で、用途目的は、駐車場です。
事由は、平成７年２月に林田食品の駐車場として転用許可を受け利用していましたが、申請地の１筆が農地として残っていることが分かりました。登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい　ということです。
当時より駐車場の一部として利用されているため、始末書付きの案件です。
東は雑種地、　西は畑、　南北は雑種地　です。
図面は４２ページから４３ページ、写真はスクリーンをご覧下さい。以上です。

議　　長　　森委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

地域担当　　始末書付きの案件でございますが、２６年前に申請が行われ、漏れていたということです。現在は経営者が変わっております。２年くらいなります。社名は〇〇〇〇ですけど、福岡県の方が後を継いでいらっしゃいます。その中で、今回確認している中で農地となっていることがわかり、申請されたことです。別に問題ないと思います。

議　　長　　馬場班長、班長としての報告をお願いします。

班　　長　　別に問題ないと思います。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。
議案第６号　非農地証明願について　整理番号１番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

・・・

始末書付きの案件です。
東は宅地、　西・南は道路、北は田　です。
図面は４４ページから４５ページ、写真はスクリーンをご覧下さい。以上です。

議　　長　西田委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

地域担当　農地法関係なく、勝手に家を建て、小屋を建てているようなかんじで、実際、金の引き渡しは完了していて、自分の物と思っていたが違っていたとのことです。相当古い建物だと思います。

議　　長　馬場班長、班長としての報告をお願いします。

班　　長　よろしくお願いします。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号２番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　異議無しと認めます。
議案第６号　非農地証明願について　整理番号２番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

＜＜＜